

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
ブラインド修理	茨城地本-Z230123	
	作成	令和5年1月23日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部におけるブラインドの修理について規定する。

1.2 一般的事項

本業務実施に当たっては、この仕様書によるほか、契約担当官等の指示に基づき実施すること。

なお、本仕様書に記載及び契約担当官等の指示がなくとも技術的になすべきことは積極的に実施すること。

2 履行場所

水戸地方合同庁舎3階4階(茨城県水戸市北見町1-1-1)

3 履行期間

令和5年3月31日(金)までの間で官側と日程を調整のうえ決定する。

4 作業に関する要求

4.1 全般要求

ブラインドの設置及び部品交換作業

4.2 設置及び交換部品

設置及び交換部品は、別紙のとおりとする。

4.3 作業内容

- 設置及び交換に際し必要な資材の全ては契約の相手方が準備するものとする。
- 設置及び交換の場所については、官側の指示によるものとする。
- 契約の相手方は、設置及び交換後の動作確認を官側立会の下実施する。

4.4 作業終了後の発生材の回収及び現場の清掃

契約の相手方は、設置及び交換作業終了後、直ちに交換した欠陥部品、梱包資材類及び養生資材等の発生材の回収、撤去並びに現場の清掃を行うこと。

また、発生材の処理については契約の相手方が実施し、関係法令等に従い適正に処理するものとする。

5 その他の指示

5.1 事故防止と補償

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に、第三者、作業員若しくは官側等の人身事故等又は建物、設置対象物品への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天変地異等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議する。